

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る基本計画 概要版

1. 輸送の基本原則

- ①安全かつ確実に輸送を実施すること
- ②短期間かつ円滑に輸送を実施すること
- ③国民及び関係機関の理解と協力の下、輸送を実施すること

2. 輸送に係る基本的事項

(1) 輸送対象

- ・中間貯蔵施設への輸送対象は、福島県内で発生した以下のもの。
 - ①除染に伴い生じた土壌及び廃棄物（草木、落葉・枝、側溝の泥等）
 - ②上記以外の廃棄物（放射能濃度が10万Bq/kgを超える廃棄物）※全体の発生量については、①は減容化前で1,870万m³～2,815万m³、減容化後で1,601万m³～2,197万m³、②は約1.8万m³と推計。

(2) 輸送実施主体

- ・除去土壌等の輸送については、放射性物質汚染対処特措法（以下、「法」という。）等に基づき、以下のとおり中間貯蔵施設への輸送を行うこととされている。
 - 除染特別地域の除去土壌、対策地域内廃棄物及び指定廃棄物は国が輸送
 - 除染実施区域の除去土壌等は市町村等が輸送
- ・国は除染実施区域における輸送についても、安全かつ円滑な輸送の確保のための措置を講じることが必要。

(3) 輸送等の手段

- ・輸送車両や積込・荷下ろし機械は、輸送経路や積込・荷下ろし場の状況、作業スペース等を考慮し、地域の実情に応じた輸送車両、機械を選択することが必要。

(4) 道路交通の状況

- ・福島県内では、高速道路である東北道、常磐道や磐越道、直轄国道である国道4号や国道6号等の幹線道路が主要都市を結び、交通量が多い。常磐道は暫定2車線や未開通の区間が存在。
- ・常磐道は平成27年ゴールデンウィーク前に全線開通を予定。

4. 輸送の実施に向けて措置すべき事項

(1) 輸送実施計画の策定

- ・輸送実施計画は、輸送対象、輸送実施主体、輸送等の手段、輸送ルート、住民等への影響に係る対策、輸送対象物・輸送車両の管理方法、モニタリング方法等について記載。
- ・輸送連絡調整会議を活用し、除染等実施者と連携して策定。

(2) 輸送の役割分担

- ・着実な統括管理、輸送の効率化等の観点から、除染実施区域のうち積込場からの輸送については、国が輸送し（法42条）、円滑かつ効率的な輸送を実施。

(3) 関係機関の連携強化

- ・多くの関係機関が連携し、共通認識の醸成や相互理解・協力の増進を図るための輸送連絡調整会議を設置。

3. 輸送に係る基本方針

(1) 統括管理の実施

- ・中間貯蔵実施者である国が中心となり、輸送に関する情報を一元的に把握し、搬出量・輸送ルート等の調整や輸送物の全数管理（トレーサビリティの確保）、輸送車両の運行管理等の統括管理を実施。

(2) 福島県全体の復興の推進等に資する円滑な輸送

- ・県全体の復興の推進に資する、住民に広く共感を得られるといった観点から、中間貯蔵施設への各時点の搬入可能量に応じて、各地からの除去土壌等の搬出量等を調整することが必要。円滑な搬出を確保するため、国が中心となり、輸送連絡調整会議を活用しつつ、各時点の搬出量等を具体化。

(3) 住民の安全確保と環境影響等の抑制

- ・荷姿による対応（飛散防止等）、空間的・時間的隔離策（輸送ルートや時間帯設定等）などにより、放射性物質を含む大量の除去土壌等の輸送にあたっての住民の安全確保等を図る。

(4) 高速道路の積極的な利用

- ・交通安全、沿道への影響等の観点から高速道路を最大限利用することが望ましいが、一般道を利用した方が短時間である場合などもあり、地域の状況を踏まえ高速道路を積極的に利用するルートを設定。

(5) 集約輸送及び大型の輸送車両の使用

- ・車両の大型化は、輸送の効率化及び輸送期間の短縮、交通渋滞や交通事故の発生抑制に資するため、可能な限り大型車両を活用。ただし、保有台数等を踏まえ、10tダンプトラックの使用が有効と想定。
- ・直行輸送と集約輸送については、中間貯蔵施設までの距離、積込場の状況等を総合的に判断して組み合わせることが必要。

(6) 事故等への万全の備えと対応

- ・輸送に関連する交通事故の発生を未然に防ぐことが重要。また、万が一交通事故や災害が起きた場合に備え、その影響を最小限にするための対策（交通事故等に備えた体制整備、教育・訓練等）を実施。

(7) モニタリングの実施と住民への情報提供

- ・モニタリング（放射線、大気質、騒音、振動及び交通量）を実施し、沿道住民の生活環境及び一般交通への影響を把握する。
- ・モニタリング結果に応じて必要な対策をとるとともに、沿道住民をはじめとした国民に対してわかりやすく情報提供。

(8) 中間貯蔵施設への輸送に関する理解の醸成

- ・沿道住民や様々な関係機関とのコミュニケーションや情報公開により、輸送の安全性に対する懸念や不安を払拭するよう的確に対応（情報発信、総合窓口の設置、見学会・報告会の開催等）。

(4) パイロット輸送の実施

- ・輸送の初期段階において、国が中心となって県内全域からの輸送を行い、輸送手段等の有効性の確認、住民の健康及び生活環境や一般交通への影響の把握、輸送管理システムやモニタリング方法の検証、道路・交通対策の検討等を実施し、本格輸送段階に向けた改良点を抽出することを目的としたパイロット輸送を概ね1年程度実施。

(5) 道路・交通対策

- ・中間貯蔵施設への輸送車両の円滑かつ安全な通行、輸送車両の集中による一般交通への影響の抑制を図るため、関係機関と連携し、地域の状況に応じ、必要な道路・交通対策を実施。

(6) 運転者や作業員等の教育・研修

- ・運転者、オペレーター等の作業員、輸送業務の受注者の意識を高め、理解を深めるため、教育・研修を実施（安全運転・運転マナー、放射性物質や中間貯蔵施設に関する事項等）。